

岡垣町立小中学校体育館 空調設備の取り扱いについて

(1) 使用の流れ

- ①各公民館で空調設備の使用申請（1時間単位での申請）を行う。※照明設備と同様
- ②各公民館で体育館の鍵を受け取る際に、空調器リモコン盤の鍵を受け取る。
※使用申請（当日の申請も可）をしている団体のみ鍵を渡します。
- ③体育館で空調器リモコン盤の鍵を開け、エアコン・送風ファンを使用する。
- ④使用後は必ず電源を切り、空調器リモコン盤の鍵を閉める。
- ⑤体育館の鍵返却と合わせて空調器リモコン盤の鍵を各公民館へ返却。

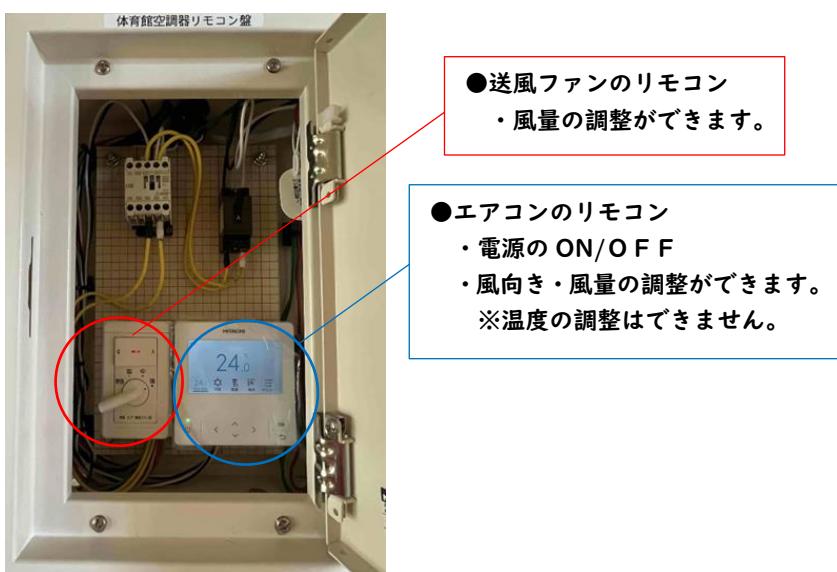
(2) 空調設備について

- 空調器リモコン盤は各小中学校照明スイッチの側に設置しています。
- 温度設定は固定です。
- 冷暖房切替・風向きや風量の調節は可能です。快適な環境を保つために適宜調整してください。
- 送風ファン・エアコンのリモコン以外のブレーカー類は操作しないようにしてください。

(3) 使用に関する注意事項

- 空調設備の使用は必ず申請した時間のみ使用してください。未申請の時間帯に使用していることが発覚した場合は追加での使用料をお支払いいただきます。また故意による不正利用が発覚した場合は、団体の利用登録を取り消すことがあります。
※詳細は裏面参照
- 空調設備のキャンセルについては、当日使用時間前までに必ずキャンセルの連絡を各公民館へお願いします。鍵を渡した後にキャンセルの連絡があった場合、還付の対応はできません。
- 異常音や異臭が発生した場合は、すぐに利用を中止してください。
- 空調に異常が生じた際は、速やかに下記の連絡先にご連絡ください。

※体育館空調器リモコン盤内部（例）



岡垣町立小中学校施設の開放に関する規則（抜粋）

（利用団体）

第5条 施設を利用する場合は、岡垣町に在住又は在勤する者が成人の代表者を含む5人以上（ただし、小・中学校体育館及び運動場を利用する場合は10人以上とする。）の団体を構成し、教育委員会に登録した場合に限り許可する。

- 2 前項の規定による登録をした団体（以下「登録団体」という。）が施設を利用しようとする場合は、登録団体の代表者（以下「管理責任者」という。）は、あらかじめ教育委員会に利用の申込みをしなければならない。
- 3 管理責任者は、常に善良な管理者としての責任と注意をもって施設を利用しなければならない。
- 4 管理責任者が、前項の義務を怠った場合においては、第1項の登録を取り消すことがある。